

会則・決議委員会

西宮クラブ

委員長 杉本紀美子

リージョン会則修正の時期となりました。
1人でも多くの方が会則に親しんでいただけるよう、
検討会をもつ予定です。

姫路クラブ

委員長 坂本 邑江

* 活動方針

今期の活動目標は、易しく理解できる会則・決議を学び、クラブ会則を正しいものに導けるよう努力する方針である。

* 活動内容

リージョン・カウンスルにおいて修正されたPREM委員会活動に対応する委員会を、会員委員会、広報委員会とするため、10月例会でクラブ会則の修正を行った。

上部レベルからの報告事項は、委員会委員及び議会法規役員に配布し、その都度検討をしている。

修正の要請に際しては前月に会員に配布し熟慮しておくよう促し、翌月に読み上げ議長（会長）の進行により審議の上、採決を行っている。

カウンスル・リージョンからの会則修正の提出要請については、委員会で検討し、また全会員に提出を要請したが提出者はいませんでした。

今期は特に議会法規役員にも会則・決議について、さらに理解していただきたく委員と同じ様に資料を渡し参加してもらっている。

* 今期の姫路クラブ会則・決議委員会は

誰もが苦手な会則をまず委員会が苦手意識をなくするよう勉強しています・・・。

しらさぎクラブ

委員長 中村 光子

第19期しらさぎクラブ会則・決議委員会は前期（第18期）において会則・常規を見直し、修正され十進法表記に変更されましたので今期はメンバーが訂正漏れの無い最新の会則を所持することによって会の運営の指針とする事が出来、又会則を常時手元に置くことが出来るようにとの配慮から各レベル会則（修正済みクラブ会則、カウンスル会則、リージョン会則）を新たに製本し、メンバーに配布しました。配布以後、リージョン会則・委員会から受信した会則・常規の訂正依頼については訂正箇所記載プリントをメンバーにメール送信、配布し訂正するよう依頼しました。クラブにおいては現在までに会則修正の申し出は提出されておりませんが5月例会ではリージョンより提出された会則修正案について審議いたします。

2. 日本リージョン

2-1 会則・決議委員会から

日本リージョン会則修正案のお知らせ

- [\(1\) 会則決議委員会からお知らせ](#)
- [\(2\) 会則決議案をクラブで受け取ったら](#)
- [\(3\) 提出する会則修正案](#)

No.8-2-1-2

会則修正案をクラブで受け取ったら

新しいクラブでは、リージョン会則に対する修正案を受け取ってから、それをどのように取り扱うべきかよくわからない、というケースがあるようです。

経験を積まれたクラブには必要ないと思いますが、扱い方の一例を示しますので参考にして下さい。

役員会及び会則・決議委員会は

- ・修正案を受け取ったら、役員会と会則・決議委員会はまずその内容をよく読みます。
- ・修正箇所に該当するリージョン会則およびそれらの関連条項をよく読み、賛否は別として修正案の趣旨を十分理解し、審議の際に修正案を読み上げるだけでなく、会員にわかりやすく説明できるようにしておきます。
- ・修正案について質問があれば、リージョン会則・決議委員会に文書で尋ねます。

会員への周知は

- ・審議予定の前月の例会時に会員に修正案を提示することができなかった場合、修正案の件数や内容にもよりますが、前もってメールやファクスなどで知らせておくことが望ましいでしょう。これは、会員に熟慮する時間を十分に与えるためです。

クラブでの審議は

- ・修正案の数が多い場合は、審議の時間が不足しがちです。会員が十分納得できないまま賛否をとることがないようにして下さい。
- ・通常、年次大会までに2回はクラブ例会がありますので、修正案の数が多い場合は、2回に分けて審議するとよいでしょう。
- ・修正案に対する修正動議を提出する場合は、リージョン会則・決議委員会へ連絡します。(3-1-1参照)
- ・派遣員にクラブの意思を付託するために、賛否の確認をとることが必要です。大会では会則修正案可決には3分の2の賛成が必要ですが、クラブで賛否をとる場合は特に規定はありません。しかし会則の修正ですので3分の2の賛成が望ましいでしょう。

2009年3月 第27期日本リージョン会則・決議委員長